

用語解説(50音順)

い

インフォーマル・サービス (P27,70)

家族・親族、友人、近隣住民、ボランティア、NPO等による非公式な福祉サービス

う

運営適正化委員会 (P73,74,75)

社会福祉法(第83条)に基づき、利用者と事業者など当事者同士では解決が困難な苦情を、公平かつ客観的な立場から適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている組織。委員会は、社会福祉・法律・医療等に関する学識経験者、公益を代表する者、福祉サービス提供者及び利用者を代表する者等で構成されており、申出人に対する相談・助言、実情調査、解決のための斡旋等を行っている。

え

NPO (P17,37,57)

Non Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

なお、NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを特定非営利活動法人(=NPO法人)という。

か

介護保険法 (P4)

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の協同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律。平成12年4月施行

き

共同募金会 (P56)

社会福祉法(第113条)に基づき共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人で、都道府県ごとに設置されている。

募金は配分委員会の承認を得て、地域福祉の推進を図るため、小地域福祉活動の育成、福祉関係団体や社会福祉施設の事業などに配分されている。

く

苦情解決制度（P73）

社会福祉法（第82条）等に規定されている制度。社会福祉事業の経営者は、当該事業所に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置し、福祉サービス利用者からの苦情に適切に対応し、福祉サービスに対する利用者の満足を高めることに努めることが求められている。

け

ケアマネジャー（介護支援専門員）（P47）

介護保険法にいう要介護・要支援者やその家族からの相談に応じ、要介護・要支援者がその心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるように、保険者である市町村やサービス事業者等との連絡調整や、介護サービス計画の作成などを行う。医療や介護などの一定の実務経験がある者のうち、都道府県が実施する試験に合格し実務研修を修了した後、都道府県の介護支援専門員名簿に登録され介護支援専門員証の交付を受けた者

健康福祉センター（P70）

平成9年4月に県の福祉事務所と保健所が一緒になり、健康福祉センターとして、保健・医療・福祉に関する総合的なサービス提供を行っている。

こ

合計特殊出生率（P9）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

高齢者虐待（P13,14,28,65）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、第2条において、65歳以上の高齢者に対する、養護者及び養介護施設従事者等による虐待と定義している。なお、同法同条において、虐待の種別を次の5つに分類。身体的虐待（身体的暴行を加えること。）　ネグレクト（養護を著しく怠ること。）　心理的虐待（心理的外傷を与える言動を行うこと。）　性的虐待（わいせつな行為をすること又はさせること。）　経済的虐待（高齢者の財産を不当に処分すること又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。）

コミュニティビジネス（P37）

地域が抱える様々な課題について、住民が主体となってビジネス的手法を用いて解決する地域における事業活動のこと。

さ

災害時要援護者（P27,37,38）

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど一連の行動をとるために支援を要する人々を言い、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

支え合いマップ（P38）

住民のふれあいや支え合いの状況を地図に記載したもの。要援護者と社会資源（民生委員や福祉施設等）及び住民同士の支え合いの状況が分かるように書き込まれる。

サロン（P38）

地域で生活している高齢者や障害者、子育て世帯の人たちが、身近な地域において、気軽に出かけて仲間作りをしたり、一緒に食事をしたりするなど、自由な雰囲気のもとで、ふれあい・交流することができる場のこと。

し

自助・共助・公助（P23）

福祉問題解決の形態。自助とは自助努力、すなわち個人の経済的自立を基礎として、家族・親族、友人、近隣住民等の相互扶助により問題解決を図ること。共助とは、地域や民間による助け合い活動により問題解決を図ること。公助とは、国、都道府県、市町村による社会保障制度や社会福祉サービスにより問題解決を図ること。

市町村地域福祉計画（P1,2,3,4,6,18,29,30,31）

社会福祉法（第107条）の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を定める計画。地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が一体的に定められる。

児童虐待（P13,20,65,66）

児童虐待の防止等に関する法律（第2条）において、児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して行う次の行為と定義している。

身体的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待

同法では、虐待の禁止、早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務、虐待を受けた児童への支援等が定められている。

児童相談所（P13,66,70,71）

児童福祉法（第12条及び第59条の4）に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、児童に関する様々な問題に対応している。

社会福祉協議会（P3,19,27,29,30,55,56）

社会福祉法（第109条から111条）において、社会福祉に関する事業・活動を行う「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている。社会福祉事業法（平成12年に社会福祉法に改正）に基づき、1951年（昭和26年）に中央（現在の全国社会福祉協議会）及び都道府県社会福祉協議会が設立され、その後順次市町村社会福祉協議会が設立された。

社会福祉法（P4）

平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正された。社会福祉全般についての共通的基本事項を定めるとともに、福祉サービス利用者の利益の保護や地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律

社会福祉法人（P6）

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

障害者自立支援法（P4）

障害者（児）がその能力と適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを給付するとともに、人々が障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。「障害者施策の3障害一元化」「利用者本位のサービス体系への再編」「就労支援の抜本的強化」「支給決定の透明化・明確化」「安定的な財源の確保」といった特徴がある。従来の支援費制度に代わって、平成18年4月から施行されているが、現在、同法の廃止と障がい者総合福祉法（仮称）が検討されている。

小地域福祉活動（P27,37）

小学校区・中学校区など身近な生活圏域において、地域住民の参加により行われる地域の要支援者への見守り活動や様々な助け合いのこと。

身体障害者手帳（P12）

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳。障害の程度により1級から6級の等級に区分されている。

新とちぎ障害者プラン21（栃木県障害者計画・栃木県障害福祉計画（第二期計画））（P3,5）

平成21年3月に策定された、障害者基本法に基づく栃木県障害者計画と、障害者自立支援法に基づく栃木県障害福祉計画を一体化した計画。本県の障害者施策の基本的指針となるとともに、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供等に関する具体的な計画としての位置付けがある。計画期間は、平成21年度から26年度までの6年間（ただし、障害福祉計画に関する数値目標については平成23年度までの3年間）

せ

生活福祉資金（P70）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付金。実施主体は、県社会福祉協議会で、申請窓口は市町村社会福祉協議会

精神障害者保健福祉手帳（P12）

精神保健福祉法に基づき一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳

精神保健福祉センター（P70）

精神保健及び精神障害者の福祉について、知識の普及や調査研究を行うとともに、複雑困難な相談及び指導を行う県の機関

制度の谷間（P4）

制度で拾いきれないニーズ、問題を抱えながら公的なサービスの給付要件に該当しないケース、公的な福祉サービスがあっても活用できない状況にあるケース等、公的なサービスだけでは対応できない状況のこと。「制度の狭間」「制度の隙間」ともいわれる。

成年後見制度（P63,65,66,69）

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力を十分発揮できない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれ

を取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成12年4月から施行されている。

判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに区分される「法定後見制度」と、判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

そ

相談支援専門員（P71）

指定相談支援事業所において、障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を行う。障害福祉に関する一定の経験を有し、県が実施する相談支援従事者研修を受講した者

ソーシャル・インクルージョン（P24）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うこと。

た

第三者評価（P21,73,74,76）

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる。

ち

地域コミュニティ（P37）

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団のこと。

地域の要支援者（P37）

一人暮らし、あるいは家族がいても支えにならず、その上、地域から孤立していたり、判断能力が不十分等により自ら問題解決に向かうことができない状態にある人々のこと。

地域福祉（P1,2,4,6,22,23,25,26,27,28,29,30,55,56,63,80,85,94）

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域における公私の多様な主体が協働して地域の問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策と

その実践

地域福祉活動計画（P2,3,19,27,29,30,31）

地域福祉の推進を目的として、市町村社会福祉協議会など地域の民間団体が作成する計画で、行政が作成する地域福祉計画とは、連携・補完の関係にある。

地域包括支援センター（P66,71）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、総合相談支援、権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを担い、地域で高齢者を支える中核機関として各市町村に設置されている。保健師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士等が配置され、お互いに連携を取りながら、総合的な支援を行う。

地区社会福祉協議会（P41,71）

市町村社会福祉協議会が小学校区や自治会などを単位とする住民の身近な地域（小地域）の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるように設置を進めている組織

と

栃木県地域福祉基金（P93）

高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資するため、平成3年に栃木県に設置した基金。基金は、県域などの広域において実施する、在宅福祉の普及向上、高齢者の健康生きがいをいづくりの推進、ボランティア活動の活発化、地域福祉の推進などの事業の財源に活用している。平成19年度からは、栃木県の積立金のほか民間からの寄附金により基金の充実に図っている。

栃木県地域福祉支援計画（P1,3,4）

社会福祉法（第108条）の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から県内市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めた計画。市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項、社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保・資質の向上に関する事項、福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項を一体的に定めている。

栃木県地域福祉振興基金（愛称：栃の実基金）（P19,93）

地域における民間活動の推進及びボランティア活動の推進を図るため、安定的な財源を確保することを目的に、昭和56年に栃木県社会福祉協議会に設置された基金。運用から生まれる果実（利子）を、地域における民間福祉活動の推進とボランティア活動の振興を図るための財源として活用している。

とちぎ子育て支援プラン（栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期））（P3,5）
次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画の後期計画。本県の次世代育成支援対策を総合的に推進するための基本となる計画であり、社会全体で子育て環境づくりに取り組んでいく際の指針となるもの。平成22年3月に策定され、計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間

とちぎボランティアNPOセンター（愛称：ぼぼら）（P57）

本県のボランティア活動をはじめとする県民の社会貢献活動を促進するため、人と情報のネットワークの構築や各種支援策の拠点となる施設。平成15年11月にオープンした。

とちぎりハビリテーションセンター（P70）

障害者の自立と社会参加の促進を目的とする県の機関。センター内には、回復期のリハビリテーション医療と障害者に対する外科的医療とその後のリハビリテーションを行う「リハビリテーション病院」のほか、児童福祉施設である「こども発達支援センター」、「こども療育センター」、障害者支援施設「駒生園」、相談・判定機関である「障害者総合相談所（身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター「ふぉーゆう」及び高次脳機能障害支援拠点機関の機能を備える。）」がある。

ドメスティックバイオレンス(DV)（P13,14,65）

一般的に、配偶者やパートナーなど親密な関係にある又はあった者からの暴力のことを指すとされる。被害者のほとんどが女性であり、家庭内で行われることが多いため、発見することが困難となっている。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）がある。

に

日常生活自立支援事業（P27,65,66,67,68）

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力を十分発揮できない者の福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。実施主体は、都道府県又は指定都市の社会福祉協議会。本県では、「とちぎ権利擁護センターあすてらす」として実施している。

の

ノーマライゼーション（P1,5,22）

「知的障害者に可能な限り通常の状態に近い生活を提供する」ことを基本的な考え方として、デンマークで始まったとされ、その後、北欧諸国で発展した社会福祉の理念の一つ。障害の有無にかかわらず、誰もが普通に暮らせる社会こそが普通の（ノーマルな）社会であるとし、その人がその人らしく、他の人と同様に権利を享受出来るようにするために、様々な

生活条件と環境条件を整えていこうとする考え方。

現在では、障害者福祉だけの理念に止まらず、地域福祉を推進する上でもノーマライゼーションの理念が果たす役割は大きいものとなっており、社会福祉全般の基本理念になっている。

は

配偶者暴力相談支援センター（P13）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（第3条）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、被害者及びその同伴家族の一時保護などを行う機関。本県では、栃木県婦人相談所、とちぎ男女共同参画センター（パーティ）がこの機能を担っているほか、宇都宮市にも設置されている。

バリアフリー（P63,77,78）

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上での様々な障壁（バリア）を除去することをいう。当初は物理的な障壁を取り除くことを指していたが、今日では、その他に制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー、情報のバリアフリー等生活全般に関連していると考えられている。

はつらつプラン21（四期計画）（栃木県高齢者支援計画）（P5）

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」であり、介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」である。栃木県高齢者保健福祉計画「はつらつプラン21（三期計画）」を引き継ぎ、団塊の世代の方々が65歳以上となる平成26年度を見据え、県や市町村が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すもの。現在の計画は平成21年3月に策定され、計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間

ひ

ひとにやさしいまちづくり条例（P77）

高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるひとにやさしいまちづくりを目指して、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備基準や県民の思いやりの心づくりについて定めた県条例で、平成12年10月1日に施行された。

ふ

福祉人材・研修センター（P81,82）

福祉人材センターは、社会福祉法（第93条）の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県に1ヵ所設置されており、栃木県においては、研修部門を併せ持つ「福

社人材・研修センター」として県社会福祉協議会に設置されている。

婦人相談所（P70）

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず一つ設置されている。売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行うほか、配偶者間の暴力に関する相談、被害者の保護、自立に向けた支援にも取り組んでいる。

ほ

母子・寡婦福祉資金（P70）

母子家庭や寡婦の方の経済的自立や子どもの福祉の向上を図るため、修学資金などの各種資金の貸付を行っている。

ボランティア（P37,57,58）

社会で起こっている様々な問題や課題に対し、個人の自由な意思によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行う人々のこと。

ボランティアコーディネーター（P58）

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、ボランティア活動への関心を高めるプログラムの提供等を行う人のこと。

ボランティアセンター（P57）

ボランティアに関する事務を行い、ボランティア活動の推進・支援の拠点となるもの。社会福祉協議会に設置されることが多いが、大学、企業、福祉施設などへの設置も見られる。

み

見守り活動（P38,66）

近隣住民や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長などの関係機関が連携し、一人暮らし高齢者等に対して日常の見守りや声かけなどを行う活動。

なお、県高齢対策課では、平成22年3月に「高齢者見守りネットワークづくりの手引」を作成、公表している。

民生委員・児童委員（P37,55,56）

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉の増進のために、常に住民の立場に立って、援助を必要とする人に対し、相談・援助活動を行っている。また、民生委員は、児童委員を兼ねており、地域の子どもや妊産婦の保護、保健・福祉の向上のために必要な指導・援助を行っている。

一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいる。

ゆ

ユニバーサルデザイン（P77,78）

施設や製品等について、新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方

よ

要介護（要支援）認定（P11）

市町村が、高齢者等からの申請に基づき、その心身の状況を訪問調査するとともに、主治医の意見を聞き、介護の必要の程度を要支援１～２及び要介護１～５の７段階の区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、この要介護（要支援）認定を受けることが必要

要保護児童対策地域協議会（P20）

要保護児童（１）若しくは要支援児童（２）及びその保護者又は特定妊婦（３）の適切な保護又は適切な支援を図るため、関係する機関が構成員となり、児童及び保護者の情報の交換や支援内容の協議を行う機関。平成１６年１１月の児童福祉法改正により、地方公共団体は、その設置に努めるよう規定された。

- １ 要保護児童・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ２ 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ３ 特定妊婦・・・出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

り

療育手帳（P12）

知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳。その呼称は自治体によって異なり、「みどりの手帳」「愛の手帳」といった名称も用いられている。